



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
8月12日
第333号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 公 告

- 指定管理者公募公告(県民活動生活課、健康寿命推進課、モノづくり振興課) 1
- 土地区画整理事業の規準および事業計画の変更認可公告(都市計画課) 3
- 随意契約の相手方決定の公告(管理課) 3

○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良区役員退任公告(大津・南部) 4

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県立県民交流センターについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和4年8月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立県民交流センター(以下「県民交流センター」という。)
- (2) 所在地 大津市におの浜一丁目1番20号
- (3) 施設の設置の目的 生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設として設置する。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例(平成10年滋賀県条例第35号)第2条に規定する県民交流センターが行う業務
- (2) 県民交流センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が県民交流センターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が県民交流センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和4年8月12日(金)から令和4年10月5日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月5日(水)午後5時15分必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県総合企画部県民活動生活課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3419

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和4年8月12日(金)から令和4年10月5日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和4年9月13日(火)に県民交流センターにおいて現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和4年8月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)(以下「センター」という。)
- (2) 所在地 草津市笠山七丁目8番138号
- (3) 施設の設置の目的 明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とします。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第12号)第2条第4号、第5号、第6号および第8号に掲げる次の業務
ア 福祉用具等の展示および普及
イ 福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発
ウ 福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導
エ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務
- (2) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和4年8月12日(金)から令和4年10月5日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送し、または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月5日(水)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課健康しが企画室(滋賀県庁新館3階) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3657

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和4年8月12日(金)から令和4年10月5日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和4年9月2日(金)にセンターにおいて現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立テクノファクトリーについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和4年8月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立テクノファクトリー(以下「テクノファクトリー」という。)
- (2) 所在地 草津市野路東七丁目3-46
- (3) 施設の設置の目的 独創的な技術に基づき、研究開発の成果を利用して行われる新製品の試作ならびに製造に係る技術の開発および改良を支援することにより、県内における産業の振興を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 工場棟等の施設の提供に関する業務
- (2) テクノファクトリーの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) テクノファクトリー入居者の創業支援に関する業務
- (4) その他テクノファクトリーの設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がテクノファクトリーの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がテクノファクトリーの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和4年8月12日(金)から令和4年10月5日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月5日(水)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課次世代技術振興係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館2階 電話 077-528-3794

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和4年8月12日(金)から令和4年10月5日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和4年9月12日(月)にテクノファクトリーにおいて現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

土地区画整理事業の規準および事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、長浜市八幡東沿道整備街路事業の規準および事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年8月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 土地区画整理事業の名称、事務所の所在地および施行認可の年月日

土地区画整理事業の名称 長浜市八幡東沿道整備街路事業
事務所の所在地 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所内
施行認可の年月日 令和元年6月21日

2 規準の変更の内容 施行地区

変更前 長浜市八幡東町字内畑、字皿畑、字赤池、字マトバ、字横町の各一部
変更後 長浜市八幡東町字内畑、字皿畑、字赤池、字マトバ、字横町、字浅ノ本の各一部

3 事業計画の変更の内容

(1) 施行地区

変更前 長浜市八幡東町字内畑、字皿畑、字赤池、字マトバ、字横町の各一部
変更後 長浜市八幡東町字内畑、字皿畑、字赤池、字マトバ、字横町、字浅ノ本の各一部

(2) 事業施行期間

変更前 令和元年6月21日から令和5年3月31日まで
変更後 令和元年6月21日から令和11年3月31日まで

4 変更認可の年月日 令和4年8月12日

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年8月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県物品・役務電子調達システム機器更新等業務委託
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年6月30日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本電気株式会社滋賀支店 支店長 宇田尻賢一 〒520-0051 大津市梅林一丁目3番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 80,045,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大比良土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年8月12日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	北 村 重 治	大津市大物412番